

みんなの要求みんなて実現！ 広げよう共同の輪！

大阪春闘共闘ニュー

No. 2

08年12月18日

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2
国労会館1F 大阪労連気付
TEL 06 (6353) 6421 FAX (6353) 6420

「派遣切りは許すな！」と労働局交渉 12月17日 大阪労連



大阪労連が大阪労働局に対し派遣労働者など非正規労働者をはじめ労働者の雇用を守ることを求めて交渉、宮武正次大阪労連事務局長を先頭に15名が参加しました。大阪労働局からは、労働基準部、職業安定部、需給調整部が応対。

通達を受けて本部を設置

厚生労働省では、派遣社員や期間社員など非正規労働者を中心に解雇、雇い止めを防止するため、企業に対し適切な労務管理の必要について啓発指導するよう異例の通達を12月9日に各都道府県労働局長に発していました。これを受けて、冒頭、当日17日に、大阪労働局に緊急雇用対策本部を

設置したことが明らかにされました。

交渉では、「派遣切り」など派遣労働者の「雇い止め」や首切りなど雇用にかかわる実態を積極的につかみ、雇用維持を指導することを強く求めました。

労働局にも深刻な相談

労働相談の状況について「10月から有期契約者の雇い止めや中途解約の相談が増えている」と、大阪労働局に寄せられる相談からも雇用情勢が悪化していることが明らかになりました。「主要な大企業の状況をつかんでほしい」との求めに当局は「つかみたい」と回答。「設置された緊急雇用対策本部長名で各企業に対し雇用維持を働きかけよ」との求めには、「本部会議に提案したい」と回答しました。今後、大阪労連では、大阪に本社を持つ資本金100億円以上の大企業127社に対し労働者の雇用保障を求める要請を進めていきます。

厚労省通達を武器に労働者の雇用を守ろう

通達では、派遣や有期契約の非正規労働者の解雇や雇い止めについて、労働契約法や裁判例などをふまえて対応することを要請しています。同日厚生労働省が発表したパンフレットでは、派遣・期間労働者を契約途中で解雇することは、労働契約法で「やむをえない事由」以外は禁止されていることを明記しています。また、期間満了に伴う「雇い止め」でも、裁判では、有期雇用で更新が繰り返されていると、期間の定めのない契約と変わらないとされていることを紹介しています。

12月25日 緊急「府民のくらしを守る110番」を実施！

「解雇されて寝るとこともない」という相談が増えてくる中、「軍事費削ってくらしと福祉・教育の充実を」国民大運動大阪実行委員会として、解雇だけでなく生活全体の相談を受ける110番を実施します。